

徳島県告示第三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、日和佐港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 港湾施設の種類  
水域施設（小型船舶用泊地）
  - 二 名称  
日和佐浦地区第三小型船舶用泊地
  - 三 位置  
海部郡美波町奥河内地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 四 数量及び能力  
延長 二五〇メートル
  - 五 供用開始年月日  
令和五年二月一日
  - 二一 港湾施設の種類  
水域施設（小型船舶用泊地）
  - 二 名称  
日和佐浦地区第四小型船舶用泊地
  - 三 位置  
海部郡美波町日和佐浦地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 四 数量及び能力  
延長 三二〇・五メートル
  - 五 供用開始年月日  
令和五年二月一日
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）